

(行政報告)

## 白岡市地域公共交通計画の策定について

生活経済部

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の令和2年度改正により、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化され、令和5年度には自治体・交通事業者・地域の「連携」「協働」「共創」により、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築（リ・デザイン）の推進を目的とする改正がなされました。

本市におきましては、公共交通空白・不便地域が存在するほか、高齢化の進展や乗務員不足の懸念など、昨今の社会情勢に伴い、地域公共交通に係る課題が多様化、複雑化していることから、改めて課題を整理し、目指すべき施策の方向性等を示すマスタープランとして、市民や交通事業者などで構成される白岡市地域公共交通確保維持改善協議会において「白岡市地域公共交通計画」の策定を進めてまいりました。

本計画の策定に当たりましては、市民アンケート調査などの各種調査を実施し、同協議会で検討を行い、計画案を作成いたしました。

また、広く市民の皆様の御意見を伺うため、本年2月9日から3月10日までの期間でパブリックコメントを実施したところでございます。

今後につきましては、パブリックコメントの結果などを基に計画内容を修正し、3月中に同協議会において、本計画を決定する予定でございます。

市といたしましては、本計画に基づき、地域公共交通に関する取組を推進することで、限られた資源を有効活用し、持続可能な地域公共交通の形成を目指してまいります。

なお、「白岡市地域公共交通計画」につきましては、調製後、配布させていただきます。